

優良住宅部品をBLマーク証紙の貼付以外で、優良住宅部品である旨を表示する方法  
(優良住宅部品認定規程第26条第3項に基づく。)

	表 示 方 法
1	刻 印 に よ る 表 示
2	ス タ ンプ に よ る 表 示
3	シ ー ル に よ る 表 示
4	その他理事長が必要と認める表示方法

(注) 実施企業において、上記の中から選択できるものとする。

#### 用語の定義

- 1 刻印による表示とは、金型等を用いて、当該部品にしるしを刻みつけることにより、優良住宅部品であることを表示することをいう。
- 2 スタンプによる表示とは、優良住宅部品であることを印判に刻み、それを当該部品に連続的に押捺して表示することをいう。
- 3 シールによる表示とは、優良住宅部品の内容を皮膜等に印刷し、それを当該部品に貼付することにより、優良住宅部品であることを表示することをいう。